

平成5年10月15日第三種郵便物認可 平成7年6月8日発行(毎月1回8日発行)  
第3巻第6号通巻25号

# 宝島

別冊宝島特別編集  
**6**



＊オカルト  
＊ハルマゲドン

＊テクノロジー  
＊仏教原理主義

＊神秘体験  
＊最終兵器

## 【総力特集】オウム真理教の世界!

【総力特集】オウム真理教の世界!



### 加納典明の「性器」の練習問題

橋爪大三郎

(東京工業大学助教授)

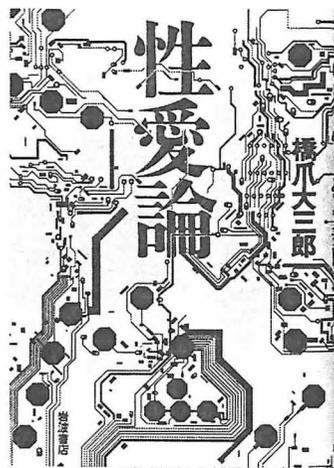
### 狼麩と道徳の練習問題

「性的道義観念に反する」とはどういうことか  
そして私たちは、性の表現と  
どのように付き合っていけばよいのか

× 性器はなぜ「狼麩」なのか? ××

加納典明氏が逮捕されたあとの取調べでは、  
検事が医学書を持ってきてマーカーでマルを  
して、ここから内側は性器だから撮っちゃい  
けない、というようなやりとりをしたとい  
います。これは典型的な狼麩高在論、すなわち  
性器それ自体が、何か狼麩なる実体である、  
身体の特定の部分が狼麩であるという考え方  
です。

ちょうど同心円構造になっているんです。  
いちばん内側が狼麩で、その周辺がちよっと  
狼麩で、その外側がすこし狼麩、かな。そ  
の順番でいうと、もっと外側に二次性徴とい  
われる部分、たとえば胸とかがあって、これ  
すら昔はだめだった。そのあとへアの手前ま  
で来て、これが長い間頑張ったわけです。そ  
れが数年前から、おとがめなしになってきた  
。それで加納典明さんは、へアがいいならそ  
の次、とギリギリの線を狙ったんだと思いま  
す。彼は実物ズバリを写すというとは思いま  
かったらしい。ただへアを写すのはもう当た  
り前だ。じゃあ何を撮ればいいんだとなっ



【性愛論】(岩波書店)

「もつちよつとを狙うことになる。彼の写真は見たことがないんですが、どこまでギリギリの線を狙ったかをみんなが楽しむ、という作品になったと想像されます。」

そうすると、着衣はあるんだけども透けているとか、細くて体に食い込んでるとか、いちおう隠されているんだけども現れているという写真になる。

何が隠され、かつ現れているかというところ、同心円のヘアのところより内側にある「外性器」と呼ばれるものですね。もつと内側の、通常見ることができない内性器(子宮や何か)を見ても、それほど猥褻な感じがしない。ふだん見えないから。たまには見ることができるといふことが、われわれが性的な刺激を受けらるうえでの、文化的な約束ごとになって



「チャタレイ裁判」で最高裁の有罪判決を受け、記者会見する訳者の伊藤整氏ら

政治権力が道徳問題にいちいち口を出すという流れが定着しました。

これは欧米の近代権力とたいへん違うわけです。たとえば一九七九年にはイギリスの「猥褻と映画検閲に関する委員会」が、①猥褻か否かという判断基準は使えない

いますから。

猥褻局在論では、あるもの、たとえば性器がなぜ猥褻なのかは、論証できない構図になっています。つまり「見慣れない↓拒否反応↓猥褻視」という論理の前段階に、「猥褻だから隠す↓見慣れない」という前提があるからです。「猥褻だから猥褻だ」興奮するから興奮する」という論法以上のもではないのです。

### × 国家は猥褻を取り締まれるか?

猥褻とは何かを体制側の言い方でいえば、いわゆる「チャタレイ裁判」で示された、いたずらに性欲を興奮又は刺激せしめ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」という定義になります。

問題はなぜそれが取締りの対象になるか、ということですね。

いま紹介した猥褻の定義には、媒介変数が入っているんです。それは、社会通念と呼ばれている。世の中の、まあこれぐらいだったらいいよね、とか、これはちょっとひどいよね、とかいった感覚があって、それを基準に、一定の限度を越えたら取り締まろうという考

え方です。猥褻というのはある一線を越える

と、反社会性を帯びると考える。それが「善良な性的道義観念に反する」という言葉の意味です。「道義」というのは正義と道徳のことですね。正義や道徳という社会の根本に触れてしまふ。猥褻を取り締まらないと、社会秩序が維持できないと考えるから、公権力の介入が起こるわけです。

猥褻を取り締まるという考えは、中国など、儒教の国の伝統なのです。

儒教の政治思想は、道徳的な人ほど政治支配者に相応しいというものです。だから皇帝とか役人とか、儒教を修めた人たちは、非常に道徳的な人ということになります。一方、儒教とあまり関係のない一般民衆は非道徳的で、いろんな変なことをしてしまふから、道徳的な官僚の行政指導に従わせようとするのです。

支配者は、つねに民衆の猥褻を取り締まることによって、自分の道徳性を確かめるといふ構造になっています。

明治政権も、刑法を作るときに猥褻条項を設けて、国家が人びとに道徳の規準を示そうという考え方を受け継ぎました。それ以来、

②他人の危害になるものでなければ公的には取締りができないという原則(他者危害原則)を守る

③不快を及ぼすかもしれないものの公開を禁止することはできる(不快禁止原則)

④ある種の出版物は年少者の目に触れる形で公開してはならない(年少者保護の原則)

⑤印刷物については原則として制限も禁止もすべきではない

という基準を打ち出しました。国家は、印刷物(芸術表現)に関しては取締りをすべきでないと言っているわけです。これが常識というか、落ち着き先でしょう。

これと比べるなら、猥褻と個人の自由についての理解が、日本ではまだまだ非常に曖昧だということに気付かされます。

### × 時代遅れの猥褻論争

一九六〇年くらいまでの猥褻論争では、一般に取締りの必要は認めるけれども、外国の文学や芸術作品に、取締りに引っかけりやうなものはいくらもあるので、芸術なんだからちよつと片目をつぶってくれませんか、とい

う論法でした。「芸術≠非猥褻」という論理です。「チャタレイ裁判」でも、被告側はこの論理で闘いました。

猥褻の取締りには、いくつか除外条項があるんです。たとえば、『産婦人科学大全』という医学書があったとすると、当然図版が入っている。それにいちいちばかして、墨塗りをしていたら、お医者さんが勉強できますか? 正確な図版はどいいわけです。これをお医者さんではない人が別の目的で見たら、猥褻図画に当たるのかもしれない。なのになんで取り締まらないかといえば、医学目的だから。

医学をはじめとする科学は、真理を追究することによって社会的利益を生み出すわけです。医者の技術が目茶目茶だったら、患者に被害が及びます。その社会的利益のほうが、医学書が別の目的に流用されるわずかな可能性害悪よりも大きいと判断できるから、医学書は一切おとがめなしになる。こういう学術書には独自の流通ルートがあるし、中高生が何万円もする医学書を買えるものでもない。というわけで、年少者保護の原則が、値段と販売ルートの両面で、実は実現されているわけです。

芸術の場合は微妙です。一般の人が楽しむのが芸術ですから、一般書店に置かれる。そして、その社会的利益が曖昧だ。患者さんは健康を失っていたり、命に危険があったりするわけですから、助けなければならぬのはわかる。でも、よい芸術を見られなかったので生きていけないという人はあまりいないので、芸術の生み出す利益を客観的に示すのは非常に難しい。もちろん、世の中に芸術が必要なのは誰でも認めますが、この作品がないとだめだと言っているのが難しいのです。

「芸術≠非猥褻」と言うには、猥褻の不利益は明らかだと取り締まる側が言う以上に、もっと大きな社会的利益が芸術から生まれ出ている、と言わなければならぬ。これは時代遅れの、不毛な論争だと私は思います。すべての表現は自由である。芸術的価値がまったたくなく、単に猥褻なものであっても、表現としては尊重されるべきだ」と考えればよい。そう考えれば、そもそもそんな論争は必要ないわけです。芸術が猥褻かという議論は、大島渚監督の「愛のコリーダ裁判」の段階でも乗り越えられていて、「猥褻でなぜ悪い」と大島さんは言いました。それは正しい。



「愛のコリーダ裁判」初公判で入廷する大島渚監督

「猥褻でなぜ悪い」というこの論法は、人間は本来性欲を持っており、猥褻な存在だという前提から始まります。人間として生きていく以上、どうしても猥褻であらざるを得ないところが権力はそれを認めない。でも、人間が自由に生きていくには、表現の中で猥褻だったり、日常生活の中で猥褻だったりするのは当然のことで、具体的に誰かの迷惑にならないかぎり、いちいち国が口を出すことはない。

いんじゃないか。猥褻を取り締まるのは、国のやり過ぎ・弾圧であって、そういうことなら、人間は自由であり得ない、という論理です。猥褻論争の場ではこれをもう一歩進めて、猥褻であればあるほど自由である、猥褻であればあるほど、権力を否定し、権力と闘うことになる、そのためにも、どんどん猥褻な表現を追求しなければならぬみたいな考え方を

をする人が出てきます。加納典明氏がそういう考え方の人がどうか知りませんが、そういう猥褻≠反権力論者がいるのです。いわば確信犯として猥褻表現をしているわけですから、狙い撃ちにあたりして対立の構図に輪をかけてることになる。

私は両方ともおかしいと思います。

七〇年代からあとは、猥褻を取り締まるのは国家の横暴で、どんなに猥褻でも社会秩序は乱されないし、そういう表現をじゃんじゃん日常化したほうが、人間は自由になるんだという、とんでもない思い違いが広まってきた。

#### 第一七四条（公然猥褻）

公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ三十万円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス

#### 第一七五条（猥褻物頒布）

猥褻ノ文書、図画其他ノ物ヲ頒布若クハ販売シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百五十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス販売ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル物亦同シ

#### 第一七六条（強制猥褻）

十三歳以上ノ男女ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス十三歳ニ滿タサル男女ニ対シ猥褻ノ行為ヲ為シタル者亦同シ

「猥褻三法」は妥当か？（刑法より）

まった。

でもやはり猥褻は、正常な道義観念や道徳とぶつかる部分があるんです。ただその摩擦は社会が引き受けるべきであって、国家は関係ない。日本は、社会の力が弱いから、国力・官僚が介入してくることになります。

日本の性観念は江戸時代まで、おおらかというか、かなり目茶目茶だった。明治維新のときにこれではまずいということになり、うわべだけでも西欧の基準に合わせるため、人前で肌ぬぎになってはいけませんとか、男女混浴・若衆宿・性神崇拜はだめとか、いちから政府が指導しないとイケなかった。猥褻取締りもその名残りなんです。

#### × 刑法第一七五条は不当である

この辺で、私の見解を述べたいと思います。人間が猥褻な存在であり、性的に興奮したり、興奮させられたりするというのはその通りです。そうでない人間はひとりもないでしょう。だけど、それには社会的文脈、つまり時と場合があるわけです。たとえば結婚したカップルや恋人同士が、互いの悦びのため

にするのであれば、どんなことをしてもいい。そこには当人たちがしらないわけですから、性的に興奮が高まったとしても、猥褻とは少し違うんです。

では猥褻とはどういうときに起こる現象かという、本来とは別の文脈、たとえば性愛行為を第三者に見られてしまった（見せてしまった）というような場合を考えてみるといい。公然猥褻がそうですね。見ようと思ってもいないときに、突然裸の人が出てきたりすると猥褻と感ずるわけですが、何がいけないかというと、性的な行為や表現は、特定の相手に対してするのが本来の姿だから。だから公然猥褻は不法行為なんです。ただしこれは社会秩序に対する侵犯だから、社会が抑止すればいいことで、刑法が本気で取り締まるほどのものでない。せいぜい軽犯罪法どまりでしよう。つまり、刑法第一七四条は不適当だと思います。

つぎに強制猥褻ですが、これはれっきとした犯罪です。幼児や精神薄弱者など自分を守れない人たちが、意思の確立している相手であっても脅迫などによって人権を侵害するわけですから。その意味で第一七六条は妥当だと

いえます。

それから第一七五条を考えると、いわゆる猥褻表現は、直接の行為ではなくて、自分の観念を経由した表現行為なのです。自分が猥褻なことを想像して、文章や絵のかたちになっているんだから。表現となると、一〇〇%守らなければならない。何を考えようとそれは個人の自由です。そして、表現というのは伝達されないと意味がないから、それを享受したい人も自由に受け取ることができなければならぬ。これも一〇〇%守られるべきです。

だから猥褻図画頒布などといった条文がまだ残っているのは、不幸なことですね。加納典明氏もまさにこの刑法第一七五条に問われた。そんなものはないけれども、個人が時と場所をわきまさえすれば、社会は道徳的であり得るのです。権力が介入する必要は全然ない。第一七五条のどこが不当かという、他者危害原則をクリアしない。誰の権利も侵害されていけないわけですから、取り締まるのはおかしい。

### × 道徳は社会が守るべき

さきほど、不快禁止原則を紹介しました。見た人が見る、見たくない人は見ない、そういう個人の自由を守るために公権力が交通整理を行なう、これがあるべき姿なんです。具体的には、十五歳未満禁止とか十八歳未満禁止とかいった基準を作って、自由に買えないようにすればいい。

日本は、煙草も酒も自動販売機でじやんじやん買えたりして目茶目茶なんです。ポルノに関しても同じです。

だからといって、子どもに見せないほうがいいものは何かを、権力が決める必要はない。出版業界が、自らコードを作るべきです。もし、出版社の側にそういう線引きをする能力がないのであれば、出版社に任せておけませんか。第三者機関、たとえば映倫みたいなものを地方自治体か議会が作って、基準を作ればよい。ただ、議会といえども権力ですから、本来は社会慣習として成立するのがいちばん望ましい。権力はなるべく関与しないのが原則です。



犯罪として罰すべきなのは、子どもに売ってはいけないものを売ってしまった人ですね。これは刑事罰です。けれどもこれは各地域の条例とかで定められるべきでしょう。それも罰金とか、営業停止とかですね。処罰としては、一年間商売をやってはいけません、みたいなのがいちばん効果的で、別に刑務所に閉じ込める必要はない。

アメリカやスウェーデンのポルノに対する態度は明快です。たとえ健全なポルノであろうと楽しむ権利がある。これを「悪行権」というのですが、自分で責任が取れば、何を見ようと勝手だ、と。それを含めて自由があるわけですから、誰かがそれを制限しようというのは無理がある。

このように、見通しは非常にはっきりしているわけです。けれども現時点で、少なくとも刑法に猥褻規定がある以上、警察としても社会通念に従って、ある一定の線を越えたものを、取り締まる義務がある。たいへんに気の毒な立場です。そうすると、いちばんひどいような人を検挙・送検するしかない。

これは取締りの方法として、あまり有効でない。かなりひどいけれども、一線は越えて

いないものは流通することになる。しかも、年少者保護の原則は日本ではいい加減だから、中高生にも大人と同じものが届いてしまう。そもそも刑法で道徳を守ろうとするのが間違っているんです。刑法と道徳というのは関係ないんですから。

### × 社会は子どもにどう配慮すべきか?

今の日本では、年少者保護の原則がいい加減ですから、取締りの一線を越えなければやり放題という目茶目茶な状況です。

何が目茶目茶かという、「人権」表現の自由「などのルールは、社会の正規のメンバーについていえることでしょう。人間は、人権のうえからまったく平等ですが、実際の能力からいえば平等ではないわけです。たとえば生まれたばかりの赤ん坊は、自分の利益を自分で守ることはできないから、親が赤ん坊の権利を守ることになる。その後、赤ん坊は幼児になり、幼児は児童になり、児童は学生になり、成人になるというように、連続的に変化していくわけです。ところが「権利」はある／なしだから、ある日突然一〇〇%の権

利を手に入れなくてはならない。これはおかしいけれど、それしかない。「九〇%の権利」「八〇%の権利」というわけにはいかないんです。

未開の社会であれば、成人式があり、それまではいくら大人に見えても子ども。そのあとは、いくら子どもっぽくてももう大人。こうして、社会をきちんと維持するシステムができています。あるところに線があつて、そこから先は自由だけど、それまでは制限される。それは社会の知恵です。

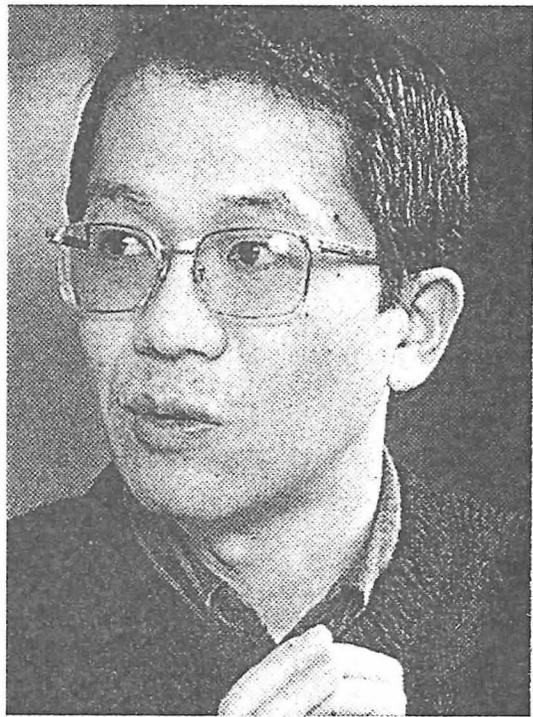
でも、その線が一本だけでは乱暴なので、何本も引くわけです。結婚年齢なら、今の法律でいえば、女性は十六歳、男性は十八歳。そして二十歳までは親の同意が必要。あるいは、刑法犯になるかどうかなら、十二歳以前は、そもそも処罰の対象にすらならず、それ以後二十歳までは少年法が適用されるという具合です。このように、法律によって線引きはまちまちだ。

同じように、性的な成熟の度合いに関して、十二歳まではこれこれは見ちゃいけない、十五歳まではこれこれ、十八歳だったらこれこれ、線を決めればいいんです。

もちろん、実際に害があるなしは個人差があるので、いちがいに言えません。でもこうした制限は、社会が子どもに対して配慮をしているということの証明になるわけです。そのことが大切です。ただ繰り返しますが、表現を禁止するのではなくて、販売を禁止するかたちになるべきですね。お酒だって、こっそり手に入れば小学生でも飲めるように、ポルノを「売ってはいけない」と言っても、ませた子どもがいれば、親が隠しておいたのを見付けたり、友達同士で回し読みしたりするでしょう。それは、その子どもがやりたくてやっている以上、彼には受け入れる能力があると考えるべきです。それならまあ構わない。

また親によっては、うちの子は小学生だけど、ポルノも見せて、社会の現実を知らせてほしい、と言うかもしれない。それは、親が自分の責任でやる分にはしょうがないですね。私は賛成しません。

けれども、買いに来た子どもにどんどん売ってしまふ、売っているのだからどんどん買っていく、ということではまずいわけです。不特定多数の年少者に売るのはやめる、という点



はしづめ・だいさぶろう  
48年鎌倉生まれ。77年東京大学大学院社会学研究科博士課程修了。以後無所属で執筆に専念。89年より現職。  
著書に「言語ゲームと社会理論」「仏教の言説戦略」「現代思想はいま何を考えればよいのか」(橋爪大三郎コレクション)Ⅰ「身体論」Ⅱ「性的空間論」Ⅲ「制度論」(以上勁草書房)「はじめての構造主義」(講談社現代新書)「冒険としての社会科学」(毎日新聞社)、共著に(別冊宝島176)「社会学入門」などがある。

が肝心だ。

✖ わかっているけど やめられない!?

✖ ✖

性についておおらかな文化を許容するということ、国家が道徳や猥褻の問題に口を挟むということは、実は同じメダルの両面です。だから、おおらかさがいいというなら、こういう国家をよしとすることになる。日本のおおらかさは、みんなあけつびろげでいいじゃないかという、マイノリティー(禁欲的少数者)の自由を認めない文化です。その結果として、国家(官僚)が道徳に介入し、個人の自由が保証されなくなる。性についておおらかでいい、

そうすると、ある種の表現は、誰かが規制しなければならぬ。自分たちでは規制できない。だから権力が表現の自由を規制する。加納典明さんは逮捕される。ある種の芸術作品は、表現できない……。私はそういう社会は嫌です。

みんなが自分のやりたいことを一〇〇%やるためには、一〇〇%やったときに誰かに迷惑がからぬよう、先手を打っておかなければならない。大きな音でロックを演奏したいのなら、まず防音装置のある部屋を作るべきです。さもないと、演奏するほうでも自主規制してフラストレーションが溜まり、隣近所も騒音を我慢してフラストレーションが溜

まるという、中途半端な結果となるでしょう。Aさんの行為とBさんの行為が矛盾するのなら、それを切り分けるような社会を初めから設計しておけば、みな自分の生きたいように生きられる。分離の戦略は、そういう工夫のひとつです。

猥褻の問題が、とくにメディアの場で、これだけうるさく議論されるようになったのは、社会がそれだけソフトに、きめ細かく管理されるようになっていくからです。これを社会の「衛生化」とよべるでしょうが、死体とか、病気とか、障害者とか、身体のありのままの現象が注意ぶかく環境から取り除かれる。そのほうが、生活の見かけの快適さ(きれい・さわやか・明るい)が高まるからです。猥褻も、そうして排除されるもののひとつです。そんななか、猥褻を連想させるものをメディアに登場させれば、センサーシヨナルな注目が集められる。企画に詰まったメディアにとってそれは、わかっているけどやめられない、麻薬のようなものなのです。それを常習にする「風俗」メディアまで現れた。麻薬に溺れたメディアを更正させること。問題の核心は、そこにあります。

③